

二、二十七年二月県会に議決された鳥取東校二教室外二校の整備費三百二十三万円及び定時制旭分校建築費二百四十一万八千円を二十七年度に事業繰越していることは一応の事情は兎も角努力の足らなかつた点が認められ適當でない。

三、教育財産管理の上の十全については鋭意努力しているも未だ不十分のものが認められる。従来から実質上取得している県立学校等(分校を含む)の土地建物の所有権移轉登記は早急それぞれ手続して明確にし管理の完璧を期して置くことが緊要である。

四、当委員会の六支所の機構の整備確立については予ねて指摘して来たが二十六年末専任支所長制を採用して又専任出納員の実現を見たことは所運営上一步前進したものと喜びに堪えない。しかし八頭、氣高、日野の三支所は教務主事が支所長代理として兼務しているので所務の總体的把握を困難にし且つ弱体に陥らせていることは否めない。今後の支所の在り方とも睨み

合せ善処が望ましい。

五、県立学校等教育施設の整備充実については当課主管事務中の主要な事項として昭和二十五年以来五ヶ年計画を樹立し鋭意その完遂に努力しているものと認めるも県財政事情に禍され年々ズレを生じており勢い二十七年既設計画事業は実施不可能の状態にある。試みに二十六年設計画に対する実施状況を見ると次の通りである。

○五ヶ年計画による二十六年設計画総額件数

四三、八一八千円 二九件

○二十六年実施したもの

一五、九三六千円 一〇件

内 一〇、三〇〇千円 八件 二十六年年度自体

五、六三六千円 二件 二十五年年度繰越分

以上の通りであつて二十五年年度繰越分を勘案しても二七、八八二千円で一九件は計画倒れに終つている。このズレのものの中二十七年内に重点的に実施せんとす

るものは

鳥取西高校 バラック改築(八教室)

二五〇坪 三八五千円

二〇〇坪 五、〇〇〇千円

氣高高校 普通教室増築(四教室) 二、一〇〇千円

東伯高校 // (二教室) 一、三八〇千円

倉吉高校 工業科鍛造工場 三六〇千円

日野高校 木工室造築 三〇坪 六〇〇千円

境高校 水産科寄宿舎 三〇坪 七五〇千円

計 一〇、五七五千円

の如きであつて従つて前記の如く二十七年自体計画のものとは果財政事情から見ると実施困難と謂わなければならぬ。斯の如き計画に大中のズレを生じた今日最重点的計画の組替が必要と認められるので慎重なる計画により確實なる実現が望まれる。

六、六三制の実施による校舎その他教育施設の実施は亦当該課の重要事務として二十二年以来極力その進捗

に努力して来た関係上他府県に比し良好な成果を得ていることは結構である。その概況を示せば次の通りである。

○二十六年迄に設立された中学校

一六八ヶ市町村 一〇一校

内 組合立 四五校

単独立 五六校

○内二十六年以内に設立(新築増築分を含む)三五校

この工事量 八、一七七坪

工事費 一六三、二〇万円

なお普通教室として不足せるもの県内中学校を通じて約三、五〇〇坪と見られているが二十七年以降に建築すべきものとしてその促進に努力しつつあり、既に二十七年において文部省の認証を得ているもの三、三〇〇坪あるようである。次に現在迄に中学校屋内運動場の建設されているものは河北中、八頭一中、東伯中、倉吉西中の四校に過ぎずこれは極めて少数であるが

雨雪地方施設建設に対する国庫補助交付方の要請については今後強力に推進すべきであらう。

七、経理其の他事務の処理状況は概ね順調に執行されているが超過勤務命令が粗雑に取扱はれているようにあるので慎重に処理すべきである。

学 事 課

昭和二十七年九月二十九日監査

監査委員 木 南 貞 治

監 査 概 況

一、教育費の大部分を占める小中学校及び県立各学校教育委員の人員費予算に関しては毎年決算審査或いは定期監査の際強く指適し適正規模による合理的な定数の決定を要望していたところであるが二十六年度は未だ教育委員会法第六十六条に規定する定数条例を設定するに至っていない状況であり教育委員会としての確固たる目標方針というものはなく、合理的且つ科学根據ある整備計画を樹ていないため昭和二十七年予算等

においても場当たり主義の無定見な措置を爲す結果となつて例を見ても洵に遺憾である。八月県議会において予算案をめぐり知事提案と教育委員会原案との所謂二本建予算案の提出となり紛糾を生じたことは周知の通りであつて此機会を通じ本委員会並びに県当局の教職員費予算に対する検討が活潑化し適正化促進のすべり出しとなつてゐることはむしろ結構であつたと言えよう。而して将来教職員定数の決定に当つては勿論輿論を尊重して民主的に行うべきであるが委員会の一層適正な措置を期するためには当課の自主的な方針、計画の確立が最も緊要と考へるので本県の立地条件及び財政事情その他特殊事情に即する適正妥当な教職員数を早急に定めるよう格別の努力を望む。

二、教職員の身分を有する者で学校以外の機関（教育委員会事務局、同支所、科学館、教育研究所等）に配置してゐる職員の数は左表の通りであつて本県の財政事情から見れば己むを得ない措置とも考へるがこれらの

職員については別途に定数確保の途を講ずることが妥当と考へる。而して特に義務教育関係の教職員については地方教育委員会の発足に深い関連を有するのでこれが処遇については根本的な対策が肝要と認める。なお二十六年度は昇給昇格財源確保のため一部の定員を保留していたが前項に述べた定数の確立とは別個に必要な経費予算を計上するよう改善されたい。

学校以外の機関に配当してゐる教職員等の数

昭和二十七年七月三十一日現在

区 分	他の機関	結核休養	昇給昇格調整用	計
小学校	一〇	六三	四〇	一一三
中学校	五	四四	二五	七四
高等学校	五	二八	一四	四七
計	二〇	一三五	七九	三三四

三、教職員に対する給与費予算の執行状況は例年多額の

不用額を生じ計画執行を要望して来たが二十六年度は予算の追加更正等の措置をなし例年に比し若干改善の跡がうかがわれ好ましいが諸手当においてはなお相当の不用額を生じてゐる状況である。これら所要経費の把握は最も肝要と認めるので適正予算の編成とともに計画執行に一層の努力を望む。

四、県立各高等学校の統合後における運営その他については各県立高等学校監査の際に言及し改善は正方を要望したところであつて漸次輿論が喚起されつつあり、又、委員会当局としても眞剣に再検討の氣運が醸成されつつあることは結構であるが二十六年度においては右に關して何等積極的な措置対策をしてゐない。もつとも指導調査課における基礎調査の分野と当課における執行との間に体系的な欠陥が認められ相互に依存する傾向が見られるので各課間の派閥を没却し当委員会として相協力し積極的に検討は正すよう留意が望ましい。

五、教職員の免許書換を四八八件処理しているが殆んど既得免許の書換で今後は認定講習により追加免許をとするわけで一万余件が見込まれ相当複雑多岐に亘ると思考するので関係課と連絡し取扱に遺憾なきよう充分なる準備と配意を望む。

六、定時制教育は勤労青少年の利便を考慮し設置されているにも拘らず現状は全日制に比し諸施設その他の面において相当差違が大きいので入学者の期待に副つていないようだ、これが対策として振興協議会を設け向上推進に協力しているが郡部は相当活潑なるに反し都市部は至つて不振である。当課としてこれが啓蒙指導について無関心のように思われる。なお諸施設の充実整備には特段の配意と努力を望む。

七、学校その他教育機関の運営管理に関し運営協議会を設けこれが完璧を期しているが形式的啓蒙指導に偏する嫌がある。即ち小中学校は市町村自体の財産で直接管理し高等学校は管理課の所管となつているため指導

が中途半端に終る場合が多いので運営協議会について再考を望む。

八、教職員の健康保持管理には特に留意しているが昭和二十六年年度末教員一五八名(小七五、中五五、高二八)事務職員七名(小三、中一、高三)の長期欠勤(休職)があり続出する傾向にあり寒心に堪えない。勤務過重その他によるものと認めらるるも児童に及ぼす影響が大きいので採用並びに復職等に対し特に厳密審査し併せて定期診断により早期発見し療養せしめる等処策に万全を期されたい。

九、公立学校共済組合事務は年々増大し組合員数は六千名を超える現況であるがこれら事務の処理については六名(専任四名、兼務二名)の職員を以て諸給付その他を管掌しており近く保養所の設立に伴い今後事務事業の円滑なる遂行に支障を来す状況に立到つていようだこれを地方共済組合鳥取県支部に比較してみるに組合員数二、七〇〇名に対し専任職員五名である。公

共学校共済組合は地域的に見ても広範且つ分散し事務量は相当過重であるものと推測したので配置の操作或いは増員する等当局の配意を要望する。

一〇、経理事務の内免許手数料の収入手続で昭和二十六年年度分を係りで仮領收証を發行しているが適当と認め難い、尤も二十七年年度は改正されていた。又免許書換整理簿が相当輻輳していたが簡易に考究改善された。なお小、中学校費等に於て各支所に対する令達の結果が把握集計してなかつたが早急整理し置くこと。

健康教育課

昭和二十七年九月三十日監査

監査委員 木 南 貞 治

監 査 概 況

一、戦後学校体育の復活とともに一般民衆の体育に対する関心は漸次高まりつつあるが当課は昭和二十六年年度社会体育の振興に活潑な活動を続け普及組織の確立及び諸施設の整備とともに年間を通じて各種行事を企画

実施し前年度に比し積極的に努力しているものと認められた。

二、社会体育振興の推進力として日本体育協会及び県体育協会各郡体育会をはじめ各種目団体の活動とともに各市町村の体育指導組織の確立を要請していたが二十六年年度県下全市町村に体育指導員の配置を見たことは洵に結構である。今後指導者の教育指導と育成強化を図り積極的な活動を促進されたい。

三、昭和二十六年年度内に実施した諸行事は極めて多様(左表参照)特に国立公園大山における第六回国民体育大会の設置をはじめ高松宮杯を賭けた西日本スキー大会を盛大に挙行し一方県民の実生活に即したりクリエーション指導等も実施し経費面等においても本県としては相当積極的に配意しているようであり欣ばしい。なお支出でそれぞれ関係機関に委任していることはよしが事後の確認が不十分である。事業実績を把握する上からしてもこれが確認に一層留意されたい。

昭和二十六年 度 行 事 実 施 表

年 月	種 別	場 所	備 考
二六、	指導者講習	京都	
四	〃	鳥取、米子、根雨	
〃	スクエアダンス講習	鳥取	
〃	春季リクリエーション週間	県下	
五	社会体育講習	鳥取、倉吉、米子	
六	県民体操のラジオ体操普及講習	鳥取、倉吉、米子	
マ	杯卓球中国予選及び選手権大会	鳥取	
青年	団体指導者講習	東京	
七	水泳指導者、水上安全指導講習	浦富、泊、淀江	
〃	マ杯庭球中国予選	鳥取	
八	県体育大会夏季大会	〃	
〃	秋季大会	倉吉	
〃	全国リクリエーション大会	高野山	
〃	全日本ジュニアリクリエーション県大会	三徳山	

九	国民体育大会	鳥	
一〇	バレー中国大会及び中国予選	米子	
一一	国体秋季大会(登山)	大山	
一二	全日本学生対O・B陸上競技会	米子	
一三	秋季リクリエーション週間	県下	
一四	リクリエーション社会体育指導者講習	鳥取、米子	
一五	高松宮杯西日本スキー大会	大山	
一六	スキー普及及び検定講習	長砂スキー場	
一七	国体冬季大会	北海道	

四、鳥取市体育館の新設に対する県費助成については、昭和二十五年より二十七年に亘る三ヶ年継続事業として助成計画を樹て、二十五年一〇〇万円、二十六年二五〇万円の補助金を交付しているが、鳥取市当局においては土地買収、地上権補償、離作補償その他鉄骨資材の購入をなした程度であつて進捗が緩慢である。加えて去る四月の鳥取大火災のため一頓挫を来し

ている実情にあるので、市当局の具体的な実施計画を再確認し助成効果を差げるよう留意すべきものと認める。なお鳥取市当局との折衝には主として知事部局が当つていようであつて、当課は極めて消極的の見受けたが、主管課として当然積極的に措置するよう留意を望む。また県下の公設運動場は全般的に不備であるので、(日本陸上競技連盟規格二種(米子、倉吉)

同四種(鳥取、黒坂)整備に一段と努力が望ましい。

五、学校保健については各種講習会及び研究会等の開催により保健指導者の資質の向上に努めている処であり將亦保健計画実施要領に基き保健主事の設置並びに養護教員の配置等に格段の努力をなしているが特に養護教員に対しては県下各学校敷三二六校に対し配置校一三五校で四一、四％に過ぎない状態であり逐年その数も減少の傾向にあり殆んど専任的職務にあらずして教育を兼任している関係で学校保健に対して十分なる成果を挙げていないことは遺憾である。又、学校保健費にしても講習会等に消費しているが学校個々の特殊事情により適応した指導が必要と認められるので学校直接指導が望まれる。なお、学校歯科医設置は任意規定となつてはいるがその状況は左の通りである。

小学校	二二二校	一八六八	八七、七％
中学校	一〇〇校	八四八	八四％
高等学校	一二校	二一八	一七五％

特殊学校 二校 二人 一〇〇％

六、学校体育の実態調査については運動選手の健康管理、児童、生徒の運動能力、指導状況、施設状況及び近年盛んとなりつつある柔道実施状況等について広範な調査を行いつつあり学校体育に対する一般の認識は向上しているようであるが一部には運動選手に対し疑惑の眼を向けているむきもあるよう運動選手と学業、又卒業後の保健状況等の調査をも行うことにより尙一層効果が挙がることも考えられるので何分の研究を望む。

七、学校教育に於ける児童の合理的な生活学習を實踐するためと保健衛生並びに栄養教育の一環として学校給食制度が生れ昭和二十六年度県下に完全給食十八校(児童数一万三千余名)補食、給食百十五校(児童数三万八千余名)それぞれ実施している。又、各種研究講習会に係官を派遣し給食週間の設定等努力している。ために実施校中には児童の体位も向上し父兄の理解援助も

ある等補食より完全給食実施に切替るべく諸施設は改善、補強されており欣ばしい。しかし最近粉乳、砂糖等無償配給の停止、減量等になつたため一部には不本意ながら不振校もあるよう遺憾である。何れにしても父兄の理解と協力が必要であり啓蒙指導と不断の援助が緊要と認められた。

八、学校給食は集団実施のため施設並びに保健衛生に留意が肝要である。本県においては未だ不祥事件は聞かぬが施設の不備不十分なものの実施校の四割近くもある。栄養教育、給食指導、施設の改善等努力していることは認めるが教育面における成果を期し機会あるごとに栄養知識、技術指導を習得せしめ不断の考究配意により遺憾なきを期されたい。

九、経理その他事務処理状況は一応整理されているが左の点留意されたい。

- (1) 学校体育費中の負担金補助及び交付金三万五千円は体育実験学校に指定の六校に対し五千円宛補助し

五千円の剰余金は指定外の学校に交付しているが議決趣旨に反するものと認められた。

(四) 鳥取県訓令第二十二号(大正十一年告示)学校医の設置並びに給与規定及び鳥取県訓令第九号(昭和二年告示)の学校看護婦設置並びに職務及び服務に関する規定は時代に相応せざるものであつて早期に改正をなし円滑なる運営をなすべきものと認む。

社会教育課 昭和二十七年九月三十日監査

監査委員 木 南 貞 治

監 査 概 況

一、社会教育の基礎を爲す公民館の設置奨励、経営指導、公民館指導者養成等については格別努力し、その設置状況は二十五年度迄に一五六館を設置し続いて二十六年年度内に七館を増設、結局現在迄に県下各市町村中設置していないものが僅か鳥取市及び面影、東、米沢の三ヶ村に留まつており、設置状況は九六、四％全国的に見ても優位にあることは誠に欣ばしい。しか

し施設は文字通り貧弱なものがあり、公民館建物の新築二館と他の建物転用四〇館で他は学校々舎等の施設を兼用していると謂つた状況である。又内容的に見てもリクレーション器材、教育教具、図書等も充実していない模様であり總体的に見て名目に陥つてゐる嫌が多分にあるので今後これ等の整備について指導勸奨すると共に市町村公民館費を相当額計上し経営上の素地を造らしめることが肝要である。又出来れば併せて果費助成もして急速に充実せしめることを考究すべきである。

(註) 年々増額しつつあるが二十七年年度県下市町村公民館費予算総額は二千五百七十一万余円一ヶ市町村平均十五万余円に過ぎない。

二、社会教育諸般の事務事業はその抛り処を市町村当局に求めその協力を得ねば期待する効果は得られない現状のようであるが先づそれには、市町村専任職員設置と社会教育予算増額計上の指導勸奨が急務と謂うべ

きである。

これは公民館経営に通ずる事柄であるが現在県下市町村で専任職員設置は四十余名に過ぎないし又同じく二十六年年度社会教育費(含公民館費)は三千八十八万余円一市町村当り十八万余円と謂つた貧弱さである。近く市町村教育委員会が設置されることとなるが、今後これ等の協力を得てこれが改善向上に努力を希望致したい。

三、社会教育の事務事業はその対象を一般成人、婦人、青少年としその内容も自ら各種各様であり又、視聽覚教育、文化事業、公民館及び図書館、施設事業、文化財保護等広汎多岐に亘つてゐるため、これ等の経費予算も勢い少額宛に分散され深みのある充分な施策が爲されない憾みがある。今後は重要課題を順次採り上げ、重点且強力的に執行するよう留意が緊要と認め

四、社会教育事務事業中委託金形式による各種事業が比

較的多くしかも内容的に見て補助金とも解釋される性質のものも見受けられ憲法、地方自治法、社会教育法等に違背する懼れがある。又事業委託による交付金額も少額宛なのでこれが事業の効果も自然薄らぐものと考えこれ等も事業内容を検討し委託事業の選定が緊要である。

(註) 二十五団体(八町村を含む)委託金六三万五千円

五、社会教育の一般的施策に対する助言機関である県社会教育委員会の活動が消極的に陥つてゐるよう見られたが今少し活潑なる活動が望ましい。

六、経理その他事務処理は大体良好なるも次の点に留意されたい。

(1) 現代日本美術地方巡回展開催予定で手数料二十一万八千円を予算化し事業計画を立てながら経費の關係で中途変更展を開催しているが目的外の執行であり歳入科目を更正すべきである。

指導調査課 昭和二十七年九月三十日 監査

監査委員 木 南 貞 治
監 査 概 況

一、指導主事による現場指導は、本課として最も重要な事柄であり、十四名(本庁六名、支所八名)の指導主事を配置して各専門学科毎に高、中、小学校に対し研究指導を行い年々その成果を揚げてゐるが指導計画の明確なるものが樹立されてゐないのは遺憾である。

これは経費僅少の関係もあろうが既定予算内に於て最大の効果を揚げるよう全指導主事を包含した年間或は旬間程度の計画作成しておくべきであらう。

二、実験学校は文部省指定に二校(倉高、養良)外に県として小、中、高校四十校を指定し總てに基準カリキユラムの普及を計つており、年々指定希望の増加してゐる事は結構であるが経費補助も僅少(年三千元程度)で施設々備の不充分と指導の偏重に因り不活潑なものがあり指定も年々更新されるため効果が挙げらぬ嫌があ

る。即ち指定校は夫々独自の構想によりカリ、キ、ユ、ラムを作製し運営するため年度内には徹底した施策効率は不可能と認めた。前年度指定校の成果を活用し所期の実効を挙げ得るよう資料の集し、ゆ、並に指導の積極化を望む。

三、教職員免許法により県下要取得単位六万と推定し認定講習会を五ヶ年計画で実施すべく二十六年五回開講した処、初年度のためか延一万五千五百十九単位を取得せしめており計画通り執行した事は欣ばしい併し経費の問題と任意取得のため受講者の増減とか計画執行が種々困難視されるので此れが啓蒙普及に努め有能教員の育成助長に盡されたい。現職教育として教育長、指導主事講習等、各大学に対し研究生として派遣された昭和二十六年研究生一五名(小六、中七、高一、特殊一)を選考して留学させているが派遣のみで実態把握をしていない。状況報告又は復命程度は徴すべきであろう。

五、学校指導委員を任命し指導主事と連繫し教育実践の伸展に努めているが(任命一四四名)実情は研究発表程度にして不振のようである。今少し強力で推進せしむべきであり指導の徹底が肝要と認めた。

六、調査係は各学校の基本調査、教育行財政調査、世論調査、教職員活動調査の実施をはじめ、中学校統合に關する調査等特定事項についても実体の調査を実施しており、統計及び分析批判を加え関係者に配布するほか説明会、検討会の開催により啓蒙指導とその活用をはかつているが委員会が充分活用していない点は特に考慮を要する。また集計より編し、発刊の事務に忙殺され諸資料の活用面については未だ努力不十分の憾があるが当課の機構を整備充実して企画の事務をも担当させるよう委員会としても考慮すべきではないかと考える。いずれにしても一層正確適切な調査を期するとともに有効活用に格段の努力が肝要と認める。

七、当課関係の印刷製本費予算は三十六万八千円でこの

内二十四万一千余円は教育時報(月刊)の刊行経費であつて、月々六〇〇部を関係機関及び各学校に配布しているが図案、カット、その他の稿料は殆んど支出せず、また広告料等も徴收していない実情である。また各学校より一部負担させ印刷経費の不足に充当しているようであるが、有償交付分(個人を含む)については収入予算を計上し公式に收支計画をたて措置すべきであろう。県財政の窮迫をかこち一部非公式の財源をもつて所要経費の不足に充当することは一考すべきであり、学校等に対しては無償配布することがむしろ妥当と考えるので考究を望む。

八、六、三、三、四制教育の実施に伴い中学校の設置は町村当局者並びに一般父兄の重大な関心事であるが当該は中学校統合について調査を実施しこれに基いて現地の関係者と協議を重ね二十六年度内に東伯郡四校、八頭郡 校、統合促進をはかつたことは洵に結構である。県立各高等学校の再編成及び学区制の問題につい

ては昨年の県立学校定期監査結果の指摘事項に基いて調査を開始している程度であつて統合後の利害得失の実態調査は二十六年度内には実施していないが早期に充分な調査を遂げ組織運営の合理化に資するよう常に留意が肝要である。なお調査結果については関係課と充分協議し委員会の運営に積極的に協力するよう努力されたい。

九、当課関係の旅費、事務費等は絶対額が少ないため、教育委員会各支所に対する令達額は極めて過少であるがこのため各支所の活動が制約されている実情にあるので予算措置に充分配慮が望ましい。即ち、調査関係旅費に於ても総額三〇万余円中支所令達額は僅かに一万余円であり、本庁支出の内容を見ても殆んど大部分が課長その他の上京或いは管外旅費であつて管内の実地調査は極めて低調のように見受ける。また印刷費等についても同様三十六万余円中各支所令達額は僅か五千余円に過ぎぬ状況であり第一線機関に対し格別の配

意が肝要である。
一〇、会計経理その他事務処理状況で不十分な点がある、特に左の点留意されたい。

(1) 各種関係書類の編綴が区々で各主事の参考資料綴になつてゐるものがある。一元的に編綴保存されたい。又各種書類綴には索引を付し保存年数の記入もされたい。

(2) 二十六年度購入の物品と整理簿の不適合のものがあつた。又研究所に対する貸与物品は出納員宛となつてゐるが所員個々に対し貸付けるべきである。

教育研究所 昭和二十七年九月三十日監査

監査委員 木 南 貞 治

監 査 概 況

一、当所は現職教員の再教育と専攻科目による研修生を、年二回に分け收容、それぞれ六週間を当ててゐるが、施設々備とも不完備で教課によつては鳥取大学へ出掛けて間に合わせると謂つた状況で十分な成果を挙げる

ことは無理が伴なうものと認めた。即ち、県下小、中学校より教育者としての中核人物を選考し入所、研究させてゐるが、結果的に見て入所者の期待を殺ぎ特殊科目の絵画、音楽等の希望者は入所不能となつてゐる。該施設を拡充整備し收容可能定員も増加し進んで入所でき十分な試験研究をなし歸校後成果を遺憾なく發揮するよう一層の配意と考究が肝要である。

二、教育指導助言は教育主事が行うのであるが、当所としても要請による教育相談の研究をなし、昭和二十六年度六百余件の指導を行つてゐるが、實質的に責任分野の不分率を来す恐れを感じたので該主事との緊密なる連携のものと執行されるよう望む。又、相談内容の中には学童の知能、性格、適正検査、教室の採光検査等があるが、これに対する器具は全然なく機能の發揮ができない。本所として施設の充実も必要であるが、主管課、児童相談所等とも連絡しより一層検定指導に努力することが緊要である。

三、当所は事務室、研究室の二室のみにして狹隘であり机、椅子等も研修生用としては別になく入所の際は操作により間に合はせており、図書等も満足に読めぬ現状にある。又経費不足のため研究結果の集録、編さんも希望通りできぬようであるが、結果の周知普及が使命と認めるので主管課の努力を望む。

四、昨年指摘した事項であるが、当所物品の保管記録が不十分である、補助簿としても嚴格に出納記録し保管々理の万全を期されたい。